

第7期成田市介護保険事業計画【概要版】



2018（平成30）年度
～2020（平成32）年度

2018（平成30）年3月
成田市

1

計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進む中、成田市でも 65 歳以上の高齢者人口及び高齢化率とも増え続けており、今後も高齢化率、特に 75 歳以上の後期高齢者が増える見込みです。2015（平成 27）年から 2025（平成 37）年にかけて 10 年間の後期高齢者数は約 1.51 倍と全国平均（約 1.32 倍）を上回り、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年問題は我が国の平均的な状況より深刻です。2025（平成 37）年までの 10 年間に介護の地域資源を 1.51 倍にすることが必要となります。

誰もが住み慣れた場所で、その人らしい生活を継続していくためには、自分のことを自分でする（自助）、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士の支え合い活動（互助）、支え合いのシステムである社会保障制度（共助）、生活保護など専門的な福祉サービス（公助）の 4 つの「助」が不可欠であり、住民・社協・行政がそれぞれの役割を認識して、協働で「我が事」の共生社会型「地域づくり」に取り組む必要があります。併せて、少子高齢化等に伴い複合化する地域課題に対応するべく医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供し、地域生活を総合支援する「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世代等を包含して支える「丸ごと」の共生社会の実現が今後求められます。

超高齢社会を迎え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう「第 7 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の社会参加の促進や健康づくりの推進により、高齢者の健康増進や介護予防に取り組める地域づくりを進めていくことが重点課題となっています。

2

計画の性格・位置付け

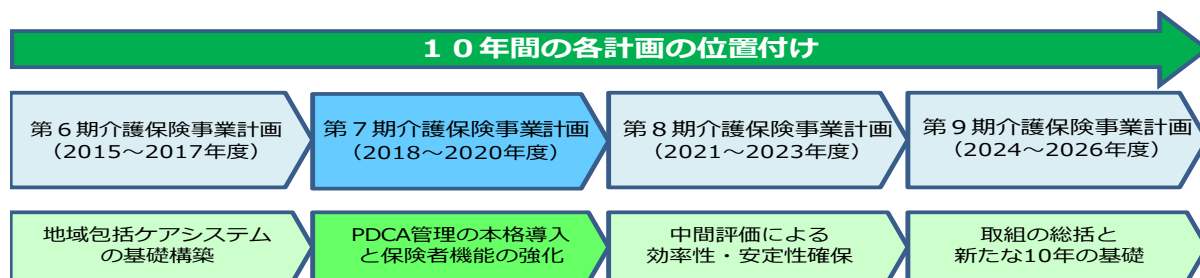
本計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく法定計画であり、「第 6 期成田市介護保険事業計画」を見直し、介護等が必要な高齢者等を対象に、介護保険サービスの提供や地域支援事業を円滑に推進するために、基本目標や事業内容等について定めるものです。

本計画は、市の総合計画である NARITA みらいプラン、関連計画としての成田市総合保健福祉計画や、国及び千葉県の制度・計画等との整合性が図られたものとなります。

3

計画の期間

本計画は、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025（平成 37）年の姿を見据えた上で、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間を計画期間とします。



4

計画の基本理念

成田市総合保健福祉計画において、市民や地域、行政等が連携して、交流（ふれあい）を基盤とした保健福祉施策の充実を図っており、本計画では、市の介護保険施策と保健福祉施策とを一体的に推進するという視点から、第6期計画に引き続き、成田市総合保健福祉計画と基本理念を共有します。

住みなれた地域で安心して暮らせる交流のまち 成田

また、第7期計画では、第6期計画を継承して団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、これまでの地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、より総合的な施策の展開を図るものとします。

5

施策展開の考え方

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。本市では、高齢者、障がい者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

後期高齢者の増加による医療・介護需要の増大や、独居高齢者の増加等による地域支え合いの必要性の高まりの中、健康づくりなどに関する意識の向上を図るとともに、地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など地域や社会に参加して人との関わりを持ちながら、いつまでも生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会を推進します。

さらに、庁内横断的な連携・協力の下、地域住民や多様な社会資源と協働して地域の課題の把握・解決を図り、地域づくりを一層促進するとともに、事業者等と連携して、支援が必要な方を身近な地域で支えていきます。

地域包括ケアの目的は、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用することによって、尊厳を保持しながら住み慣れた地域で、自分らしく人生の最後まで暮らし続けることができるよう、地域で支える仕組みを作り上げていくことです。

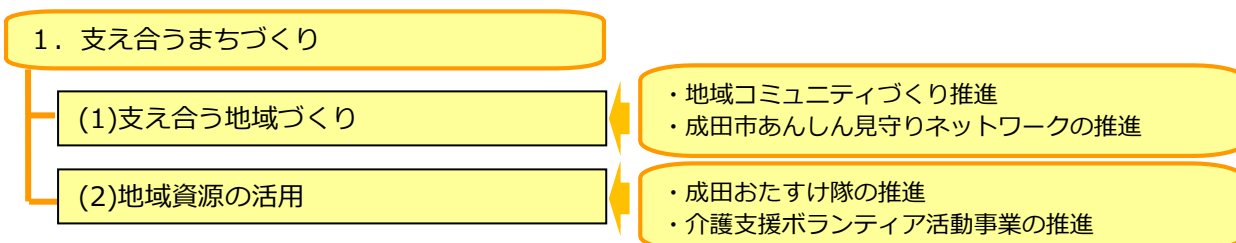
本市では、2025（平成37）年に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を重点的に進めます。

また、地域包括ケアシステムの根底には「自助」「互助」「共助」「公助」の考えがあり、それぞれの地域が持つ役割分担を踏まえた上で、自助を基本としながら取り組んでいくことが必要です。

計画の基本目標と施策

1 支え合うまちづくり

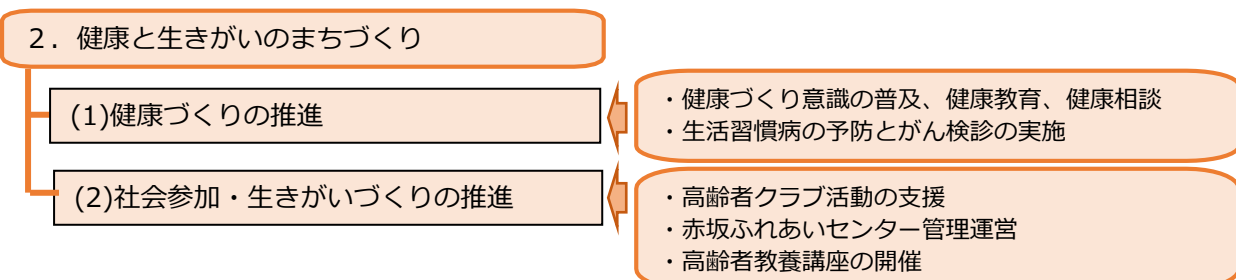
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、介護サービスと生活支援サービスを地域の中で提供していく仕組みを構築していく必要があります。また、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切であり、要介護状態になっても誰かのために役立ちたいという高齢者の思いを実現することが「介護予防」において重要な視点です。地域には、元気な高齢者、虚弱な高齢者、認知症の方、要介護者の方など様々な高齢者が暮らしており、それぞれの果たせる役割を最大化することが、「介護予防の推進」と「生活支援の充実」につながります。よって、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防活動を地域に展開することにより、住民同士の支え合い体制の構築を進めていきます。



2 健康と生きがいのまちづくり

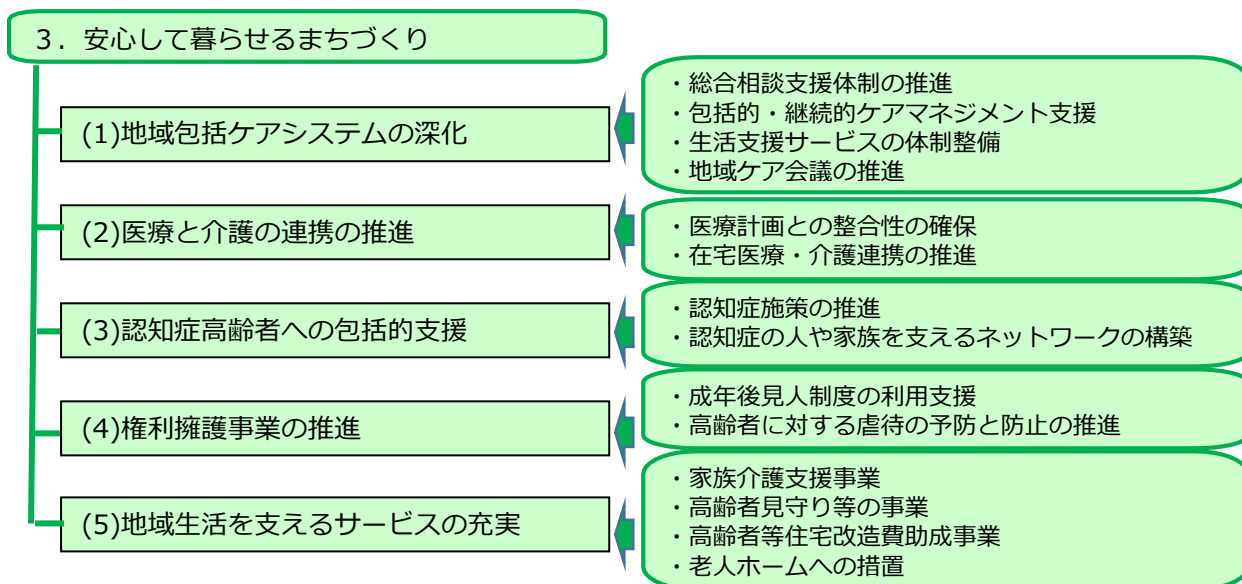
高齢期は、定年退職や子どもの独立などを契機として、地域社会での役割や人間関係を築いていくなど、新たな生きがいを個々に見つけていく時期でもあります。生涯現役で充実した高齢期を送るためには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージの特徴や健康課題に応じて、健康づくりに主体的に取り組み、成人期から引き続き、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努めることが重要です。

高齢者の生きがいづくりが地域社会での社会貢献活動につながるよう、就労機会の創出、生涯学習、スポーツ、世代間交流、ボランティア活動などを支援し、心身ともに健康で自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、地域と連携して健康づくりに取り組みます。そして、高齢者が豊かな経験や知識・技術を生かして、生きがいを持って地域社会に参加することのできる環境づくりを進めていきます。



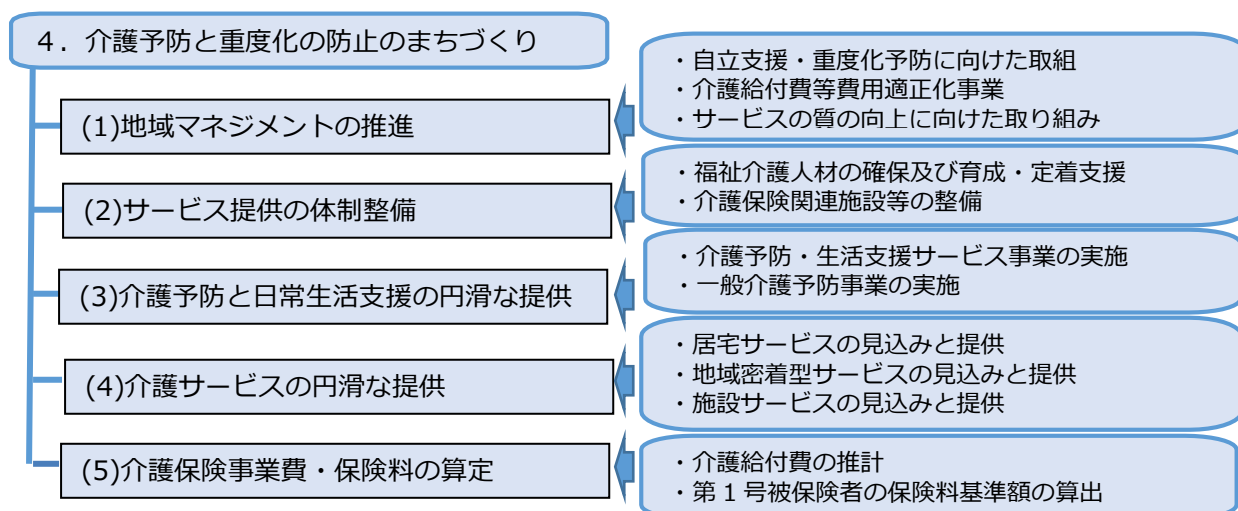
3 安心して暮らせるまちづくり

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを充実し、利用者に必要に応じて提供できるように、地域包括ケア体制を整備していくことが重要です。また、できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進、認知症高齢者への支援の充実、権利擁護など様々な生活支援サービスの提供体制の構築を進めていく必要があります。



4 介護予防と重度化の防止のまちづくり

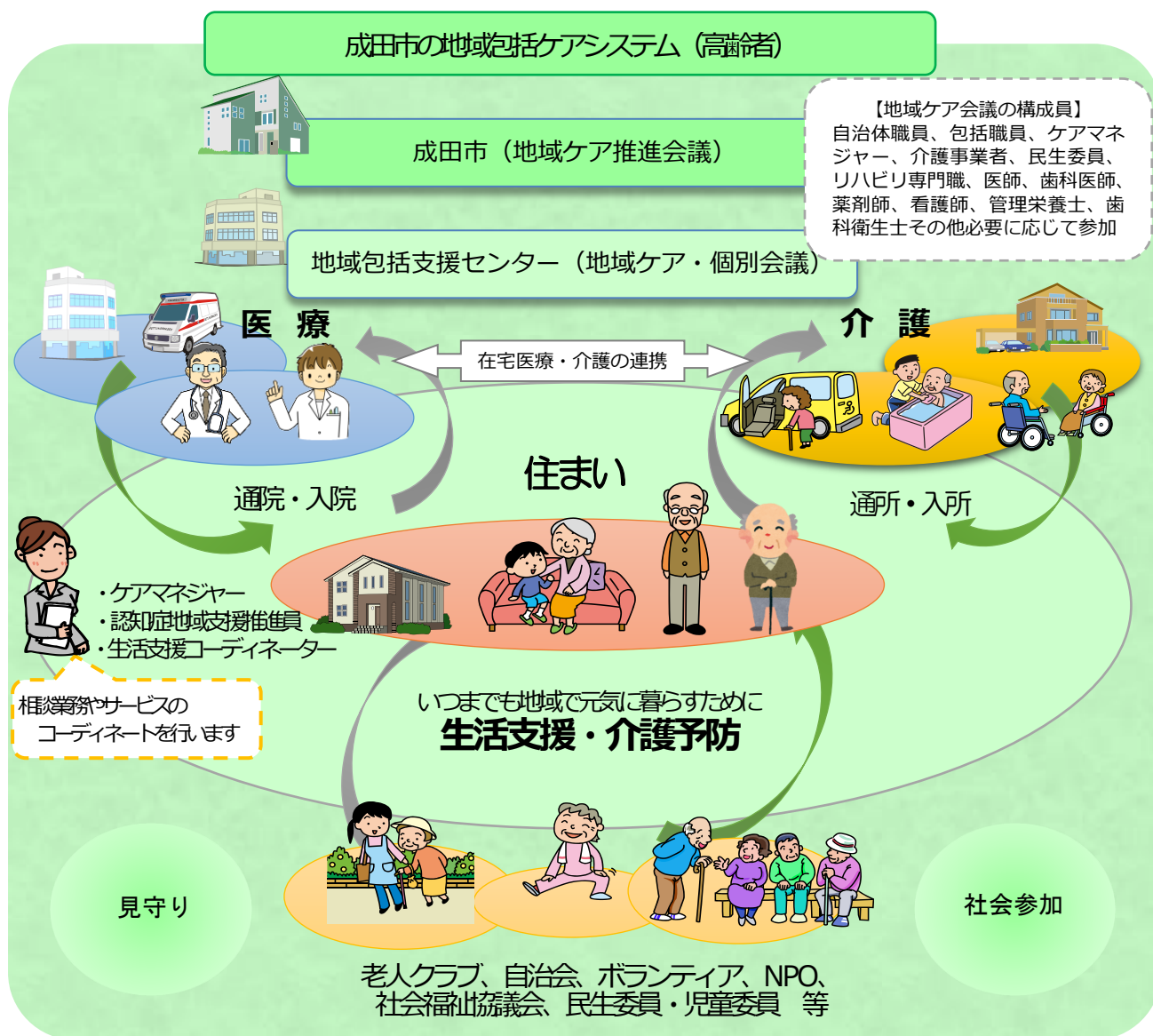
高齢者及び要支援・要介護認定者が今後も増加することが予測され、介護保険サービスに対するニーズの増加、多様化が考えられます。そのため「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を効果的に活用し、NPO や住民ボランティア等の多様な主体によるサービスの構築と適切なケアマネジメントにより、利用者の状態などに応じたサービスを提供することで、重度化予防を推進していきます。併せて筋力向上や低栄養予防、認知症予防などの介護予防事業の充実を図ることで、要介護状態に至らない健康な高齢者の割合を高め、結果として費用の効率化につなげていきます。



本市における地域包括ケアの考え方

地域包括ケアシステムは、「地域づくり」「まちづくり」であり、地域全体で支えるという考え方に基づくものですので、市民一人ひとりの地域づくりへの参画が、大きな推進力となり必要不可欠です。そのため、市民に今一度、介護保険の理念を周知し、「自立」や「個人の尊厳」といった本質的な部分を理解し、生きる力である「自助」を引き出し、自立や地域の支え合いの必要性・重要性を認識しながら、「自助」「互助」を生かした地域づくりを推進していくことができるよう、市と地域包括支援センターが、積極的に地域包括ケアの周知に努め、取り組んでいくものとします。

第7期計画においても、地域包括ケアシステム構築の取組を一層発展させ、これまで整備してきた地域資源やマンパワーを活用した「自助」「互助」「共助」「公助」の取組を推進することで、医療、介護、予防、住まい、生活支援の一体的な提供の実現を目指します。



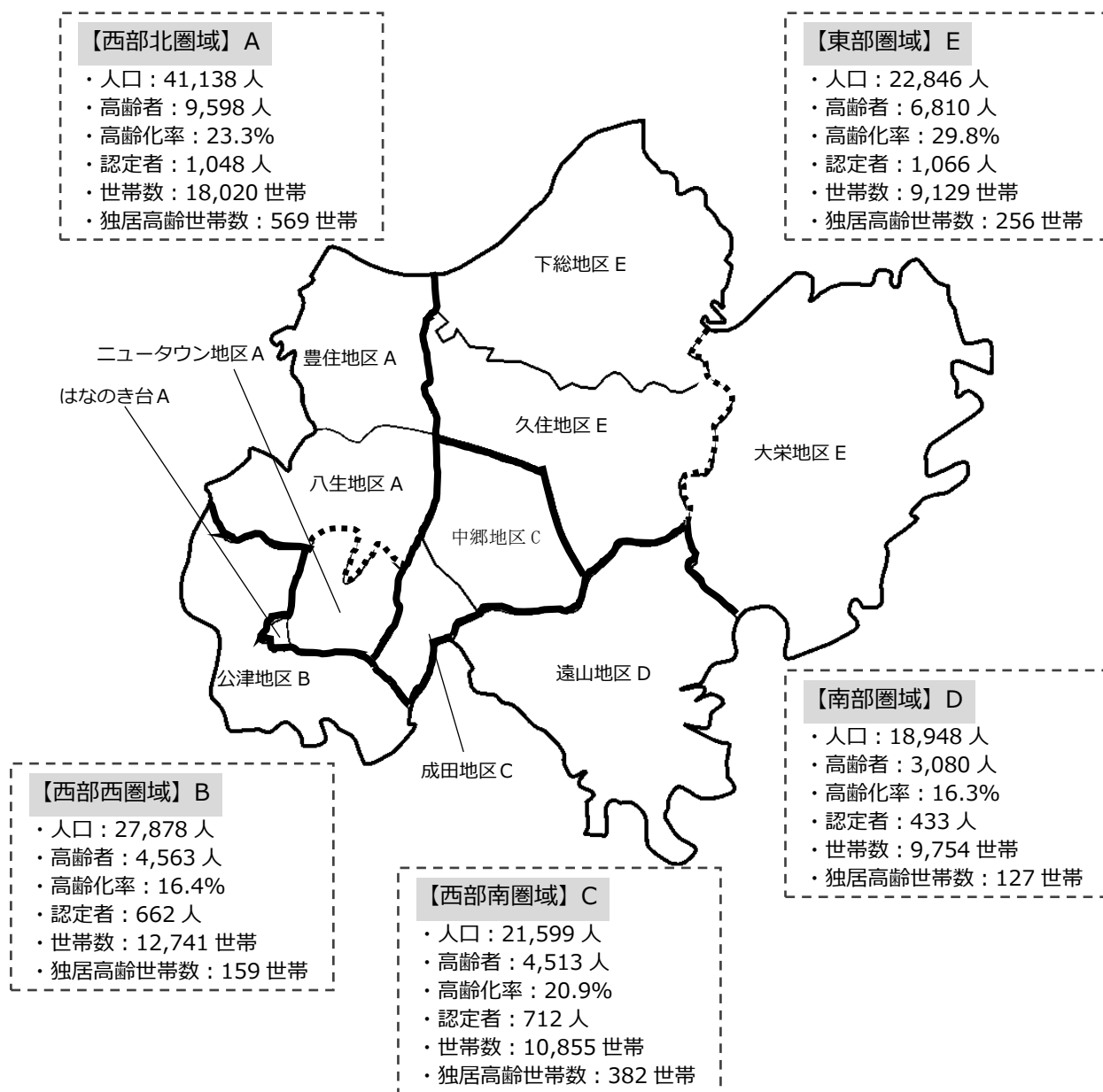
日常生活圏域の設定

本市では、地域に暮らす高齢者や高齢者を支える家族介護者が、より安心した生活を続けられるよう、地域特性に配慮し、行政地区を基に3つの日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域については、高齢者人口の増加への対応、交通利便性の向上等の観点から、地域包括支援センターの増設と合わせて再編を検討してきました。第7期計画では、地域包括支援センターの増設時期と合わせ、日常生活圏域を3つから5つへ再編することとします。

なお、2018（平成30）年度に西部西地域包括支援センターを、また、2019（平成31）年度に東部地域包括支援センター大栄支所を増設する予定です。

【2019（平成31）年10月以降の日常生活圏域】



資料：人口・高齢者数：2017（平成29）年3月末日現在（介護保険課集計）

独居高齢者（世帯）、認定者：2017（平成29）年3月末日現在（高齢者福祉課集計）

サービス別給付費の見込

■ 介護給付費の推計

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅介護サービス				
訪問介護	371,380	399,461	390,479	518,900
訪問入浴介護	39,624	42,138	44,575	56,410
訪問看護	84,708	111,980	129,750	236,990
訪問リハビリテーション	7,268	7,559	7,761	9,931
居宅療養管理指導	34,619	37,359	36,342	45,703
通所介護	820,418	856,546	833,123	1,006,544
通所リハビリテーション	162,016	163,850	152,023	174,081
短期入所生活介護	212,703	237,491	274,043	408,885
短期入所療養介護	9,677	9,891	10,108	14,520
福祉用具貸与	168,832	181,045	175,008	215,055
特定福祉用具販売	6,993	8,561	8,395	11,317
住宅改修	25,392	29,887	29,219	40,102
特定施設入居者生活介護	228,784	231,458	302,877	338,235
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52,975	52,999	80,389	80,389
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	74,338	87,561	102,035	196,668
小規模多機能型居宅介護	266,428	266,548	329,198	329,198
認知症対応型共同生活介護	299,053	302,949	360,789	374,304
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	41,174	41,192	41,192	41,192
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	362,632	405,965	457,102	601,077
施設サービス				
介護老人福祉施設	1,546,145	1,546,837	1,726,854	2,519,997
介護老人保健施設	1,064,566	1,065,043	1,251,024	1,434,103
介護医療院※	0	0	0	48,420
介護療養型医療施設	32,297	32,311	32,311	
居宅介護支援	284,093	304,215	301,681	352,558
合 計 【介護給付費】(I)	6,196,115	6,422,846	7,076,278	9,054,579

※2025（平成 37）年度は介護療養型医療施設を含む

■ 予防給付費の推計

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護※				
介護予防訪問入浴介護	196	196	196	196
介護予防訪問看護	2,448	2,508	2,557	3,093
介護予防訪問リハビリテーション	1,280	1,281	1,708	2,562
介護予防居宅療養管理指導	2,593	2,957	3,658	5,029
介護予防通所介護※				
介護予防通所リハビリテーション	7,951	8,421	8,888	10,288
介護予防短期入所生活介護	1,912	2,034	2,624	3,493
介護予防短期入所療養介護	140	140	140	140
介護予防福祉用具貸与	14,559	16,280	18,388	25,285
特定介護予防福祉用具販売	2,202	2,932	3,668	5,134
介護予防住宅改修	7,975	9,304	10,633	13,291
介護予防特定施設入居者生活介護	9,667	9,671	11,540	12,272
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	487	487	487	487
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,252	2,253	3,297	3,297
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,638	2,639	2,639	2,639
介護予防支援	9,996	10,000	10,000	10,000
合 計 【予防給付費】(Ⅱ)	66,296	71,103	80,423	97,206

※介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、2016（平成 28）年 10 月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）	6,262,411	6,493,949	7,156,701	9,151,785
--------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

■ 標準給付費の推計

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総給付費（一定以上所得者負担等の調整後）	6,258,483	6,565,573	7,321,701	9,362,797
特定入所者介護サービス費等給付額	270,436	287,439	305,338	389,960
高額介護サービス費等給付額	162,901	177,254	192,750	276,681
高額医療合算介護サービス費等給付額	21,576	23,439	25,293	33,202
審査支払手数料	4,737	4,737	4,737	4,737
合 計 【標準給付費】	6,718,133	7,058,442	7,849,819	10,067,377

※総給付費は、制度改正による一定以上所得者の利用者 2 割及び 3 割負担の実施に伴う影響を調整しています。また、消費税率等の見直しに伴う介護報酬改定による影響も勘案しています。

■ 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	209,926	214,651	219,284	232,718
包括的支援事業・任意事業費	141,459	163,502	170,261	203,563
合 計 【地域支援事業費】	351,385	378,153	389,545	436,281

第 1 号被保険者の介護保険料

第 7 期計画（2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度）における第 1 号被保険者の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

① 介護報酬の改定

介護事業者の経営状況等を踏まえ、介護報酬が全体で 0.54%引き上げられることとなりました。

② 地域区分の引き上げ

本市の地域区分は、現行の 5 級地 10%から見直され、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの間は 4 級地 12%が適用されることとなりました。

③ 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の保険料負担割合の変更

第 7 期計画期間では第 1 号被保険者の負担割合が 23%、第 2 号被保険者の負担割合が 27%に変更され、第 1 号被保険者が負担する割合が高くなります。

④ 消費税率の引き上げ

2019（平成 31）年 10 月に予定されている消費税率の 10%への引き上げによる介護報酬改定に伴う財政影響額を算定し、総給付費の推計に加算しました。

⑤ 介護職員の処遇改善

勤務年数 10 年以上の介護福祉士について、月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うこととしています。これに伴う財政影響額を算定し、総給付費の推計に加算しました。

⑥ 低所得者の保険料軽減強化

消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとしています。

⑦ 所得段階別区分の設定

第 7 期計画においても、第 6 期計画と同様に 13 段階による所得段階の設定を行います。

⑧ 成田市介護保険財政調整基金の活用

第 7 期計画の保険料基準額の算定に際しては、成田市介護保険財政調整基金を 5 億 8 百万円取り崩すこととし、保険料の上昇の抑制を行います。

⑨ 保険料基準額の改定

2018（平成 30）年度からの 3 年間の介護保険サービスに係る費用等を推計した結果、本市における第 7 期計画の介護保険料基準額は、月額 4,800 円（年額 57,600 円）となります。

⑩ 中長期的な介護保険料の推計

第 7 期計画では、2025（平成 37）年の高齢者人口や要支援・要介護認定者、介護保険サービスに係る費用等の推計を行い、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

この中長期的な推計に基づき試算すると、本市の第 1 号被保険者の介護保険料基準額は、2025（平成 37）年度で月額 7,200 円前後（年額 86,400 円前後）となることが見込まれます。

《所得段階別保険料》

第7期計画（2018（平成30）年度～2020（平成32）年度）における第1号被保険者の所得段階別の保険料は、保険料基準額（月額4,800円）に保険料率を乗じて算出します。

■ 所得段階別保険料

第7期 所得段階	対象者	計算方法	保険料 年額(円)
第1段階 (軽減)	・生活保護者、市町村民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.45	25,900
第1段階		基準額 ×0.50	28,800
第2段階	・市町村民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額 ×0.65	37,400
第3段階	・市町村民税世帯非課税者で上記以外	基準額 ×0.75	43,200
第4段階	・市町村民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	51,800
第5段階	・市町村民税本人非課税者で上記以外	基準額 ×1.00	57,600
第6段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額125万円未満）	基準額 ×1.20	69,100
第7段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額125万円以上150万円未満）	基準額 ×1.30	74,800
第8段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額150万円以上190万円未満）	基準額 ×1.40	80,600
第9段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額190万円以上380万円未満）	基準額 ×1.60	92,100
第10段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額380万円以上760万円未満）	基準額 ×1.80	103,600
第11段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額760万円以上1,000万円未満）	基準額 ×2.00	115,200
第12段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満）	基準額 ×2.20	126,700
第13段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額1,500万円以上）	基準額 ×2.40	138,200

※第1段階から第5段階までの合計所得金額からは年金収入に係る所得を控除

※第1段階から第13段階までの合計所得金額からは長期（短期）譲渡所得に係る特別控除額を控除



第 7 期成田市介護保険事業計画【概要版】

発 行：成田市

編 集：成田市福祉部 介護保険課、高齢者福祉課
健康こども部 健康増進課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

(電話：0476-22-1111)

発行年月：平成 30 年 3 月